安城市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月１１日

安城市長　三　星　元　人

安城市規則第５０号

安城市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

安城市心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和４８年安城市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

様式第２を次のように改める。

様式第２（第４条関係）

（表）

愛知県内のみ有効

㊟ 障害者医療費受給者証

公費負担者番号									
公費負担医療の受給者番号									
受給者	住所								
	氏名								
	生年月日								
有効期間									
発行機関名及び印		愛知県安城市長　㊞							
交付年月日									

※この証は、裏面の注意事項をよく読んで使用してください。

（裏）

注　意　事　項

1　この証は、本人以外は使用できません。
2　保険医療機関等において診療を受ける場合は、個人番号カード等に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。
3　受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。
4　氏名又は住所に変更があったときは、１４日以内に、この証を添えて市長にその旨を届け出てください。
5　加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、１４日以内に、市長にその旨を届け出てください。
6　この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
7　有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
8　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあります。

（問合せ先）

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。